

**令和3年度
第6回秋田地方最低賃金審議会
議事次第及び資料項目**

令和4年3月3日（木）
秋田合同庁舎 第1会議室（5階）

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 令和3年度の審議経過と総括について
 - (2) 各専門部会等の廃止について
 - (3) その他

資 料

- 1 令和3年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要等
 - (1) 秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表
 - (2) 最賃審議会等開催実績
 - (3) 秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要
- 2 令和3年度特定最低賃金改正に係る専門部会報告
 - (1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業専門部会
 - (2) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業専門部会
 - (3) 秋田県自動車・同附属品製造業専門部会
 - (4) 秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業専門部会
- 3 令和3年度最低賃金決定状況
 - (1) 地域別最低賃金改定状況
 - (2) 特定最低賃金改定状況
- 4 令和4年度審議会等開催予定（素案）
- 5 特定最低賃金と労働協約の賃金の最低額との関係
- 6 中央最低賃金審議会運営規程（改正案）
- 7 令和3年度改定最低賃金額の周知・広報の実施状況について
- 8 業務改善助成金について
- 9 「秋田働き方改革推進支援センター」について
- 10 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策について

令和3年度秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覽表

開催回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
本 審	3.6.30	3.7.26	3.8.5	3.8.23	3.9.27	4.3.3
専門部会	3.7.26	3.8.3	3.8.5	—	—	—
運営小委員会	—	—	—	—	—	—
特別小委員会	3.8.23	—	—	—	—	—

公益委員会議	3.6.14	3.9.13	—
--------	--------	--------	---

最低賃金専門部会等

最低賃金区分 区分	秋 地 最 低 賃 金	田 域 別 賃 金	特 定 最 低 賃 金					
			非 鉄 金 属 製 錬 ・ 精 製 業 非 鉄 金 属 第 1 次 製 錬 ・ 精 製 業 (E231) 非 鉄 金 属 第 2 次 製 錬 ・ 精 製 業 (E232) (非鉄金属合金製造業を含む。)	精 製 業 精 製 業 (E231) 精 製 業 (E232)	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 ・ 電 池 ・ 電 子 応 用 装 置 ・ そ の 他 の 電 気 機 械 器 具 ・ 映 像 ・ 音 響 機 械 器 具 ・ 電 子 計 算 機 ・ 同 附 属 装 置 製 造 業 (E28(E2832を除く)、E295、E296、 E299、E302(E3023を除く)、E303)	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 ・ 電 池 ・ 電 子 応 用 装 置 ・ そ の 他 の 電 気 機 械 器 具 ・ 映 像 ・ 音 響 機 械 器 具 ・ 電 子 計 算 機 ・ 同 附 属 装 置 製 造 業 (E311)	自 動 車 ・ 同 附 属 品 製 造 業 (E311)	自 動 車 (新 車) ・ 自 動 車 部 分 品 ・ 附 属 品 小 売 業 (I5911、I5913)
改正等意向表明の受理日	—	—	3.2.18	3.3.3	3.3.26	3.3.26	3.3.26	
改正等申出の受理日	—	—	3.6.25	3.7.20	3.7.27	3.7.27	3.7.27	
改正の必要性の諮問日	—	—	3.8.5	3.8.5	3.8.5	3.8.5	3.8.5	
関係者からの意見聴取日	3.7.26	—	3.10.5	3.10.6	3.9.29	(意見書)	3.10.1	
改正の必要性ありの答申	—	—	3.8.23	3.8.23	3.8.23	3.8.23	3.8.23	
最低賃金額改正の諮問	3.6.30	—	3.8.23	3.8.23	3.8.23	3.8.23	3.8.23	
専門部会委員の任命	3.7.16	3.7.26	3.9.7	3.9.7	3.9.7	3.9.7	3.9.7	
第1回	3.7.26	3.7.26	3.9.17	3.9.17	3.9.17	(合同専門部会開催)	3.9.17	
第2回	3.8.3	3.8.3	3.10.5	3.10.6	3.9.29	3.10.1	3.10.1	
第3回	3.8.5	3.8.5	3.10.12	3.10.20	—	—	—	
第4回	—	—	—	—	—	—	—	
第5回	—	—	—	—	—	—	—	
第6回	—	—	—	—	—	—	—	
答	3.8.5	3.8.5	3.10.12	3.10.20	3.9.29	3.10.1	3.10.1	
異議申出の受理	3.8.17	3.8.17	—	—	—	—	—	
異議申出の諮問	3.8.23	3.8.23	—	—	—	—	—	
異議に対する答申	3.8.23	3.8.23	—	—	—	—	—	
官報公示日	3.9.1	3.9.1	3.11.18	3.11.18	3.11.18	3.11.18	3.11.18	
効力発生日	3.10.1	3.10.1	3.12.24	3.12.24	3.12.24	3.12.24	3.12.24	

令和3年度 最賃審議会等開催実績

月 日	6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		令和 4 年 3 月	
	曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
1	火		木		日		水		金	第2回自動車小売専門 部会	火	
2	水		金		月		木		土		水	
3	木		土		火	第2回地賃専門部会	金		日		木	第6回本審
4	金		日		水		土		月		金	
5	土		月		木	第3回地賃専門部会(金額 審議、報告) 第3回本審(答申、特定諮 問)	日		火	第2回非鉄金属専門部 会	土	
6	日		火		金		月		水	第2回電子部品専門部 会	日	
7	月		水		土		火		木		月	
8	火		木		日		水		金		火	
9	水		金		月		木		土		水	
10	木		土		火		金		日		木	
11	金		日		水		土		月		金	
12	土		月		木		日		火	第3回非鉄金属専門部 会	土	
13	日		火		金		月	第2回公益委員会議	水		日	
14	月	第1回公益委員会議	水		土		火		木		月	
15	火		木		日		水		金		火	
16	水		金	中賃目安答申	月		木		土		水	
17	木		土		火		金	第1回特定最賃合同專 門部会	日		木	
18	金		日		水		土		月		金	
19	土		月		木		日		火		土	
20	日		火		金		月		水	第3回電子部品専門部 会	日	
21	月		水		土		火		木		月	
22	火		木		日		水		金		火	
23	水		金		月	第1回特別小委員会 第4回本審(異議審)	木		土		水	
24	木		土		火		金		日		木	
25	金		日		水		土		月		金	
26	土		月	第2回本審(目安伝達) 第1回地賃専門部会 (参考人聴取)	木		日		火		土	
27	日		火		金		月	第5回本審(実態調査 結果報告訂正につい て)	水		日	
28	月		水		土		火		木		月	
29	火		木		日		水	第2回自動車製造専門 部会	金		火	
30	水	第1回本審(諮問)	金		月		木		土		水	
31			土		火				日		木	

令和 3 年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第 1 回 本 審	6 月 30 日(水) 16:00~17:00 合庁第1会議室 ・公3労3使5 ・傍聴人6名 ・マスコミ4社	1 会長及び会長代理の選出について 2 令和3年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について 3 令和3年度審議方針について 4 令和3年度審議日程について 5 その他 ・秋田地方最低賃金審議会及び専門部会運営規程の改正について ・意見聴取(意見書の提出があった場合)について ・最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策と参考資料集について
第 2 回 本 審	7 月 26 日(月) 13:30~14:20 合庁第1会議室 ・公5労5使5 ・傍聴人5名 ・マスコミ6社	1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達) 2 賃金実態調査結果について ・賃金改定状況調査結果について(訂正報告含む) ・最低賃金基礎調査結果について 3 その他 ・今後の審議日程(案)について ・意見書について ・専門部会の委員について
第 1 回 地賃専 門部会	7 月 26 日(月) 14:30~17:15 合庁第1会議室 ・公3労3使3 ・傍聴人5名 ・マスコミ6社 (冒頭のみ公開)	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 参考人意見聴取について ・参考人2名から意見聴取 3 秋田県最低賃金の金額審議について ・労使の基本的考え方と金額提示 ・公労・公使会議を開催し、意見を交換 4 今後の審議日程について
第 2 回 地賃専 門部会	8 月 3 日(火) 13:30~16:00 合庁第2会議室 ・公3労3使3 (冒頭のみ公開)	1 秋田県最低賃金の金額審議について ・公労・公使会議を開催し、意見を交換
第 3 回 地賃専 門部会	8 月 5 日(木) 13:30~15:25 合庁第2会議室 ・公3労3使3 (冒頭のみ公開)	1 秋田県最低賃金の金額審議について ・公労・公使会議を開催し意見を交換したが、労使の合意には至らなかった。 2 専門部会報告について ・公益委員見解(30 円引上げて時間額 822 円に改定)により採決を行ったところ、賛成多数(賛成5、反対3)となり、公益委員見解をもって本審へ専門部会報告をすることで了承

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第3回 本 審	8月5日(木) 15:40~16:20 合庁第1会議室 ・公5労5使5 ・傍聴人6名 ・マスコミ11社18人	1 秋田県最低賃金専門部会からの報告及び改正決定の答申について ・専門部会報告(30円引上げて時間額822円に改定)に基づき答申をすることについて採決を行ったところ、賛成多数(賛成9、反対5)により結審し、労働局長へ答申した。 2 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) ・必要性の諮問 ・特別小委員会設置の承認
第1回 特別小 委員会	8月23日(月) 9:55~10:20 合庁第2会議室 ・公3労3使3 ・マスコミ1社	1 委員長及び委員長代理の選出について 2 「既設4特定最低賃金」の改正の必要性の有無について ・申出要件の審議の結果、何れも「必要性あり」で合意
第4回 本 審	8月23日(月) 10:30~11:10 合庁第1会議室 ・公5労4使4 ・傍聴人6名 ・マスコミ9社	1 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議の申出の取扱いについて ・異議申出9件に対する取扱いを審議した結果、改正決定答申のとおり決定すべき旨を全会一致で議決し答申 2 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について
第1回 特定最 低賃金 合同專 門部会	9月17日(金) 9:55~10:55 秋田県教育会館 非鉄 公3労3使3 電子 公3労3使3 自製 公3労3使3 自小 公3労3使3 ・マスコミ1社	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告
第5回 本 審	9月27日(月) 9:55~11:05 合庁第2会議室 ・公4労3使5 ・マスコミ1社	1 賃金実態調査結果報告について ・最低賃金基礎調査結果表の訂正報告
第2回 自動車 製造專 門部会	9月29日(水) 9:55~11:20 合庁第1会議室 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議 ・時間額を <u>30円引上げて907円とする</u> ことを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第2回 自動車 小売専門部会	10月1日(金) 12:55~14:15 合庁第2会議室 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議 ・時間額を <u>5円</u> 引上げて <u>869円</u> とすることを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申
第2回 非鉄専門部会	10月5日(火) 14:55~16:25 合庁第2会議室 ・公3労3使2 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第2回 電子部品等専門部会	10月6日(水) 9:55~11:45 合庁第2会議室 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第3回 非鉄専門部会	10月12日(火) 14:55~15:25 合庁第2会議室 ・公3労3使3 (非公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>15円</u> 引上げて <u>910円</u> とすることを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申
第3回 電子専門部会	10月20日(水) 9:55~12:55 合庁第1会議室 ・公3労3使3 (非公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>25円</u> 引上げて <u>861円</u> とすることを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申
第6回 本審	3月3日(木) 10:00~ 合庁第1会議室 ・公 労 使 ・傍聴人 名 ・マスコミ 社	1 令和3年度の審議経過と総括について 2 各専門部会等の廃止について 3 その他

令和3年度特定最低賃金改定の審議経過
(非鉄金属製錬・精製業専門部会)

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第1回 特定最低賃金 合同専門部会	9月17日(金) 9:55~10:55 秋田県教育会館 非鉄 公3労3使3 電子 公3労3使3 自製 公3労3使3 自小 公3労3使3 ・マスコミ1社	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告
第2回 非鉄専門部会	10月5日(火) 14:55~16:25 合庁第2会議室 ・公3労3使2 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第3回 非鉄専門部会	10月12日(火) 14:55~15:25 合庁第2会議室 ・公3労3使3 (非公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>15円引上げて910円とする</u> ことを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

2 審議結果

- ① 別添「非鉄金属製錬・精製業最低賃金改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和3年10月12日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県非鉄金属製錬・精製業

最低賃金専門部会

部会長 長岐 和行

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月23日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

赤坂 薫

伊藤 慎一

長岐 和行

(労働者代表委員)

伊藤 徹

佐藤 伸幸

吉田 大輔

(使用者代表委員)

木村 鋭

善 英喜

脇 正雄

別 紙

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間910円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月24日



令和3年10月12日

秋田労働局長
川口秀人 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の
改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月23日付け秋労発基0823第1号をもって
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙
のとおり結論に達したので答申する。

（別紙 省略）

令和3年度特定最低賃金改定の審議経過
(電子部品・デバイス等製造業専門部会)

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第1回 特定最低賃金 合同専門部会	9月17日(金) 9:55~10:55 秋田県教育会館 非鉄 公3労3使3 電子 公3労3使3 自製 公3労3使3 自小 公3労3使3 ・マスコミ1社	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告
第2回 電子部品等専門部会	10月6日(水) 9:55~11:45 合庁第2会議室 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第3回 電子専門部会	10月20日(水) 9:55~12:55 合庁第1会議室 ・公3労3使3 (非公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>25円引上げて861円とする</u> ことを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

2 審議結果

- ① 別添「電子部品・デバイス等製造業最低賃金改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「電子部品・デバイス等製造業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。

写

令和3年10月20日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、
電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・
音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業
最低賃金専門部会

部会長 臼木 智 昭

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、
その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同
附属装置製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月23日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

臼木 智 昭

長岐 和 行

堀井 潤

(労働者代表委員)

天野 義 孝

後藤 正文

佐藤 成 樹

(使用者代表委員)

佐藤 宗 樹

瀧澤 薫

若泉 裕 明

別 紙

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 電池製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) その他の電気機械器具製造業
- (5) 映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）
- (6) 電子計算機・同附属装置製造業
- (7) (2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (8) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ 電気部品の組立て又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間861円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月24日

写

令和3年10月20日

秋田労働局長
川口秀人 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子
応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械
器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改
正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月23日付け秋労発基0823第1号をもって
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙
のと通りの結論に達したので答申する。

（別紙 省略）

令和3年度特定最低賃金改定の審議経過
(自動車・同附属品製造業専門部会)

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第1回 特定最低賃金 合同専門部会	9月17日(金) 9:55~10:55 秋田県教育会館 非鉄 公3労3使3 電子 公3労3使3 自製 公3労3使3 自小 公3労3使3 ・マスコミ1社	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告
第2回 自動車 製造専門部会	9月29日(水) 9:55~11:20 合庁第1会議室 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議 ・時間額を <u>30円引上げて907円とする</u> ことを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

2 審議結果

- ① 別添「自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和3年9月29日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会

部会長 堀 井 潤

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金

の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月23日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

伊藤 慎一

白木 智昭

堀井 潤

(労働者代表委員)

佐藤 伸幸

高橋 智也

牧野 正人

(使用者代表委員)

菅原 勇紀

時田 祐司

堀江 重久

別 紙

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間907円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月24日

写

令和3年9月29日

秋田労働局長

川口秀人 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金
の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月23日付け秋労発基0823第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

（別紙 省略）

令和3年度特定最低賃金改定の審議経過
(自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業専門部会)

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第1回 特定最低賃金 合同専門部会	9月17日(金) 9:55~10:55 秋田県教育会館 非鉄 公3労3使3 電子 公3労3使3 自製 公3労3使3 自小 公3労3使3 ・マスコミ1社	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告
第2回 自動車 小売専門部会	10月1日(金) 12:55~14:15 合庁第2会議室 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議 ・時間額を5円引上げて 869 円とすることを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

2 審議結果

- ① 別添「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和3年10月1日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車（新車）、自動車部分
品・付属品小売業最低賃金専門部会

部会長 赤坂 薫

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・付属品
小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月23日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）

赤坂 薫
伊藤 慎一
堀井 潤

（労働者代表委員）

佐々木 真司
佐藤 和貴
保坂 元

（使用者代表委員）

小河原 欣也
金田 弥生
佐々木 俊幸

別 紙

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間869円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月24日

写

令和3年10月1日

秋田労働局長

川口秀人 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品
小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月23日付け秋労発基0823第1号をもって
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙
のと通りの結論に達したので答申する。

（別紙 省略）

令和3年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	ランク	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	目安 差額	発効年月日
北海道	C	889 (861)	28		2021年10月1日
青森	D	822 (793)	29	+1	2021年10月6日
岩手	D	821 (793)	28		2021年10月2日
宮城	C	853 (825)	28		2021年10月1日
秋田	D	822 (792)	30	+2	2021年10月1日
山形	D	822 (793)	29	+1	2021年10月2日
福島	D	828 (800)	28		2021年10月1日
茨城	B	879 (851)	28		2021年10月1日
栃木	B	882 (854)	28		2021年10月1日
群馬	C	865 (837)	28		2021年10月2日
埼玉	A	956 (928)	28		2021年10月1日
千葉	A	953 (925)	28		2021年10月1日
東京	A	1,041 (1013)	28		2021年10月1日
神奈川	A	1,040 (1012)	28		2021年10月1日
新潟	C	859 (831)	28		2021年10月1日
富山	B	877 (849)	28		2021年10月1日
石川	C	861 (833)	28		2021年10月7日
福井	C	858 (830)	28		2021年10月1日
山梨	B	866 (838)	28		2021年10月1日
長野	B	877 (849)	28		2021年10月1日
岐阜	C	880 (852)	28		2021年10月1日
静岡	B	913 (885)	28		2021年10月2日
愛知	A	955 (927)	28		2021年10月1日
三重	B	902 (874)	28		2021年10月1日
滋賀	B	896 (868)	28		2021年10月1日
京都	B	937 (909)	28		2021年10月1日
大阪	A	992 (964)	28		2021年10月1日
兵庫	B	928 (900)	28		2021年10月1日
奈良	C	866 (838)	28		2021年10月1日
和歌山	C	859 (831)	28		2021年10月1日
鳥取	D	821 (792)	29	+1	2021年10月6日
島根	D	824 (792)	32	+4	2021年10月2日
岡山	C	862 (834)	28		2021年10月2日
広島	B	899 (871)	28		2021年10月1日
山口	C	857 (829)	28		2021年10月1日
徳島	C	824 (796)	28		2021年10月1日
香川	C	848 (820)	28		2021年10月1日
愛媛	D	821 (793)	28		2021年10月1日
高知	D	820 (792)	28		2021年10月2日
福岡	C	870 (842)	28		2021年10月1日
佐賀	D	821 (792)	29	+1	2021年10月6日
長崎	D	821 (793)	28		2021年10月2日
熊本	D	821 (793)	28		2021年10月1日
大分	D	822 (792)	30	+2	2021年10月6日
宮崎	D	821 (793)	28		2021年10月6日
鹿児島	D	821 (793)	28		2021年10月2日
沖縄	D	820 (792)	28		2021年10月8日
全国加重平均額		930 (902)	28		

非鉄金属製造業最低賃金改定状況

令和4年1月31日現在

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		採決	発効日	(参考) 地域最賃 引上額		
	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)					
大阪(A)	885	25	910	25	937	27	965	28	965	0	993	28	○	-	指	12月1日	28
埼玉(A)	884	15	904	20	924	20	944	20	948	4	974	26	○	○	指	12月1日	28
静岡(B)	882	15	898	16	916	18	935	19	935	引き上げなし	954	19	○	-	指	12月20日	28
三重(B)	864	16	881	17	900	19	920	20	921	1	942	21	●	○	指	12月21日	28
秋田(D)	834	16	851	17	871	20	891	20	895	4	910	15	○	-	指	12月24日	30
福島(D)	831	15	847	16	改定必要性無		865	18	866	1	886	20	●	●	法	令和4年1月13日	28
大分(D)	846	21	866	20	886	20	907	21	911	4	936	25	○	-	法	12月25日	30

採決状況 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ●:使用者側一部反対 ▲:労働者側反対 ▲:労働者側一部反対

	E231	E232	E233	E234	E235	E239	E22
	非鉄金属第1次 製錬・精製業	非鉄金属第2次 製錬・精製業	非鉄金属・同合金圧延 業(抽伸、押出しを含む)	電線・ケーブル製造業	非鉄金属素材製造業	その他の 非鉄金属製造業	鉄鋼業
大阪	×	×	○	○	×	×	×
埼玉	×	○	○	○	×	×	×
静岡	×	○	○	○	一部	×	一部
三重	×	×	×	○	×	×	×
秋田	○	○	×	×	×	×	×
福島	○	○	○	○	○	○	×
大分	○	○	×	○	×	○	×

電気機械器具等製造業最低賃金改定状況

令和4年1月31日現在

都道府県名	ランク	改定前額	改定後額	前年比較	採決		発効日		(参考) 地域最賃 引上額	
		時間額	時間額	時間額						
埼玉	A	954	981	27	○	○	指	12月1日	28	
千葉		954	981	27	○	—	指	12月25日	28	
神奈川		890(地 1,040)	意向表明及び申出なし					指	平成27年3月1日	28
愛知		901(地 955)	必要性なし					指	平成30年12月16日	28
大阪		966	994	28	○	—	指	12月1日	28	
茨城	B	904	932	28	○	—	指	12月31日	28	
栃木		913	940	27	●	●	指	12月31日	28	
富山		851	879	28	○	—	法	12月24日	28	
山梨		914	934	20	○	—	法	12月15日	28	
長野		894	916	22	▲	*1	法	12月29日	28	
静岡		920	939	19	○	—	指	12月20日	28	
三重		906	927	21	▲	▲	指	12月21日	28	
京都		936	957	21	○	○	法	令和4年1月26日	28	
兵庫		902	930	28	○	—	指	12月1日	28	
広島		897	924	27	○	○	法	12月31日	28	
北海道	C	895	924	29	○	—	法	12月2日	28	
宮城		864	890	26	○	—	指	12月15日	28	
群馬		910	935	25	○	—	法	12月29日	28	
新潟		910	936	26	○	—	法	12月25日	28	
石川		870	896	26	○	—	指	12月31日	28	
福井		857(地 858)	必要性なし					指	令和元年12月24日	28
岐阜		887	907	20	○	—	指	12月21日	28	
奈良		883	891	8	○	○	法	12月29日	28	
岡山		878	904	26	○	—	法	令和4年1月7日	28	
山口		893	921	28	○	—	指	12月15日	28	
徳島	888	911	23	○	—	指	12月21日	28		
香川	886	913	27	○	—	法	12月15日	28		
福岡	927	947	20	○	—	指	12月10日	28		
青森	D	833	859	26	○	○	指	12月21日	29	
岩手		820	847	27	○	○	法	12月29日	28	
秋田		836	861	25	○	—	指	12月24日	30	
山形		846	872	26	○	○	指	12月25日	29	
福島		834	856	22	●	●	法	令和4年1月13日	28	
鳥取		809	825	16	○	—	法	12月17日	29	
島根		825	853	28	○	—	法	12月26日	32	
愛媛		895	921	26	○	—	指	12月25日	28	
高知		793(地 820)	必要性なし					指	令和元年12月29日	28
佐賀		839	867	28	○	—	法	12月18日	29	
長崎	837	864	27	●	●	法	12月29日	28		
熊本	836	863	27	○	—	法	12月15日	28		
大分	835	864	29	○	—	法	12月25日	30		
宮崎	803	831	28	○	—	法	12月24日	28		
鹿児島	815	842	27	○	—	法	12月17日	28		

*神奈川、愛知、福井、高知は、地域別最低賃金が適用

採決状況 ○:全会一致

●:使用者側反対

◐:使用者側一部反対

▲:労働者側反対

◑:労働者側一部反対

※1 長野県精密機械・電気機械最低賃金の採決状況(本審):公益・使側全員及び労側一部賛成・労側一部棄権

自動車製造業最低賃金改定状況

令和4年1月31日現在

都道府 県名	ラン ク	改定前額	改定後額	前年比較	採 決		発 効 日		(参 考) 地域最賃 引上額
		時間額	時間額	時間額					
埼 玉	A	966	990	24	○	○	指	12月1日	28
東 京		838(地 1,041)	必要性なし			法		平成24年2月18日	28
神奈川		855(地 1,040)	意向表明及び申出なし			指		平成25年3月1日	28
愛 知		957	976	19	○	○	法	12月16日	28
大 阪		970	998	28	○	—	指	12月1日	28
栃 木	B	920	947	27	○	—	指	12月31日	28
富 山		912	934	22	○	—	法	12月24日	28
山 梨		919	938	19	○	—	法	12月11日	28
静 岡		951	970	19	▲	▲	指	12月20日	28
三 重		942	962	20	●	●	指	12月21日	28
滋 賀		936	957	21	○	○	法	12月30日	28
京 都		947	968	21	○	○	法	令和4年1月26日	28
広 島		915	938	23	○	○	法	12月31日	28
群 馬	C	910	935	25	○	—	法	12月29日	28
石 川		922	946	24	○	—	指	12月31日	28
岐 阜		932	951	19	○	—	指	12月21日	28
岡 山		921	936	15	○	—	法	令和4年1月5日	28
山 口		937	965	28	○	—	指	12月15日	28
福 岡		944	957	13	▲	○	法	令和4年1月7日	28
秋 田	D	877	907	30	○	—	指	12月24日	30
山 形		861	888	27	●	●	指	12月25日	29
福 島		870	890	20	■	●	法	令和4年1月13日	28
島 根		887	919	32	○	—	法	12月29日	32
熊 本		888	902	14	○	—	法	12月15日	28
大 分		878	894	16	▲	▲	法	12月25日	30

※東京、神奈川は、地域最低賃金が適用

採決状況 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ○:使用者側一部反対
 ■:使用者側全員退席 ▲:労働者側反対 ▲:労働者側一部反対

自動車小売業最低賃金改定状況

令和4年1月31日現在

リンク	都道府県名		改正前	改正後	前年度比較	採決		発効日		(参考)
			時間額	時間額	時間額					地域最賃引上額
A	埼玉	自動車小売	962	988	26	○	○	指	12月1日	28
	千葉	新車	922(地 953)	必要性なし			指	平成30年12月25日	28	
	神奈川	自動車小売	842(地 1,040)	意向表明及び申出なし			指	平成23年12月21日	28	
	愛知	新車	943(地 955)	必要性なし			法	令和2年12月16日	28	
	大阪	自動車小売	965	993	28	○	—	指	12月1日	28
B	富山	新車	769(地 877)	意向表明及び申出なし			法	平成23年1月20日	28	
	京都	新車	911	939	28	○	○	法	令和4年1月26日	28
	兵庫	自動車小売	901	930	29	○	—	指	12月1日	28
	広島	自動車小売	913	930	17	○	○	法	12月31日	28
C	宮城	自動車小売	891	918	27	○	—	指	12月15日	28
	新潟	新車、附属品含む	920	936	16	○	—	法	12月31日	28
	奈良	自動車小売	885	892	7	○	○	法	12月29日	28
	福岡	新車	941	959	18	○	—	指	12月10日	28
D	青森	自動車小売	864	890	26	○	○	指	12月21日	29
	岩手	自動車小売	863	879	16	○	○	法	12月29日	28
	秋田	新車、附属品含む	864	869	5	○	—	指	12月24日	30
	福島	自動車小売	868	894	26	○	—	法	12月24日	28
	島根	新車	872	904	32	○	—	法	12月24日	32
	大分	新車	848	872	24	○	—	法	12月25日	30
	宮崎	新車	832	858	26	○	—	法	12月26日	28
	鹿児島	新車	847	872	25	○	—	法	12月16日	28
	沖縄	新車	770(地 820)	必要性なし			法	平成30年11月18日	28	

* 千葉、神奈川、愛知、富山、沖縄は、地域別最低賃金が適用

採決状況

○:全会一致

●:使用者側反対

◐:使用者側一部反対

▲:労働者側反対

◑:労働者側一部反対

令和4年度 審議会等開催予定(素案)

月 日	6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		5 年 2 月		月 日
	曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		
1	水		金		月		木		土		水		1
2	木		土		火		金		日		木		2
3	金		日		水		土		月		金		3
4	土		月		木		日		火		土		4
5	日		火		金		月		水		日		5
6	月		水		土		火		木		月		6
7	火		木		日		水		金		火		7
8	水		金		月	予備日	木		土		水		8
9	木		土		火		金		日		木		9
10	金		日		水		土		月	スポーツの日	金		10
11	土		月		木	山の日	日		火		土		11
12	日		火		金		月		水		日		12
13	月		水		土		火		木		月		13
14	火		木		日		水		金		火		14
15	水		金		月		木		土		水		15
16	木		土		火		金		日		木		16
17	金		日		水		土		月		金		17
18	土		月	海の日	木		日		火		土		18
19	日		火		金		月	敬老の日	水		日		19
20	月		水		土		火		木		月		20
21	火		木		日		水		金		火		21
22	水		金		月	10/1発効異議申出 締切	木		土		水		22
23	木		土		火		金	秋分の日	日		木	天皇誕生日	23
24	金		日		水		土		月		金		24
25	土		月		木		日		火		土		25
26	日		火		金		月		水		日		26
27	月		水		土		火		木		月		27
28	火		木		日		水		金		火		28
29	水		金		月		木		土				29
30	木		土		火		金		日				30
31			日		水				月				31

第1回本審
(諮問)

第2回専門部
会(金額審
議)
第3回専門部
会(報告)
第3回本審
(答申、特定)

8/5答申が
10/1発効期限

第1回公益委
員会議

第2回公益委
員会議

第1回特定最
賃専門部会
(合同)

第2回特定最
賃専門部会

第3回、第4
回特定最賃
専門部会

中賃目安答申
(未確定)

10/1発効異議申出
締切

第1回特別小
委員会
第4回本審
(異議審、特
定答申、諮
問)

第2回本審
(目安伝達)
第1回専門部
会(参考人聴
取)

第1回本審
(諮問)

第2回専門部
会(金額審
議)

第2回特定最
賃専門部会

第5回本審
(総括等)

3月第1週
までを目途
に開催

特定最低賃金と労働協約の賃金の最低額との関係

◆労働協約ケースの特定最低賃金の改正

ポイント

賃金の最低額に関する労働協約の最も低い金額を上限とする

事例

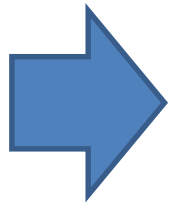
○改正前の特定最低賃金・・・830円

○特定最低賃金の改正申出における

「賃金の最低額に関する労働協約の最低金額」
・・・850円

【表1】

	時間額
A労働協約	950円
B労働協約	900円
C労働協約	850円



×＜労側の主張＞

労働協約の最も低い金額(850円)を上回る金額にしたい・・・870円

改正の上限額・・・850円

中央最低賃金審議会運営規程（改正案）

第一条 中央最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、厚生労働大臣、六人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各一人以上を含む三人以上の委員から開催の請求があつたとき、会長が招集する。

2 前項の規定により厚生労働大臣又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも三日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

第三条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第四条 ~~委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によつて会議に出席することができる。~~

2 ~~テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第五条第二項及び第三項に規定する会議への出席に含めるものとする。~~

3 ~~委員は、病気その他の事由によつて会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。~~

4 ~~委員は、旅行その他の事由によつて長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。~~

第五条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第六条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条 会議の議事については、議事録を作成する。し、議事録には、~~会長及び会長の指名した委員二人が署名するものとする。~~

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規定は、小委員会等について準用する。

第八条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度厚生労働大臣に送付するものとする。

第九条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮つて定める。

第十条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

~~この規程は、平成十三年一月三十一日から施行する。~~

~~この規程は、令和三年五月二十一日から施行する。~~

令和3年度改定最低賃金の周知・広報の実施状況について

主たる周知・広報の取組実績

(1)地賃の広報誌、ホームページへの掲載依頼 約370件
うち 25市町村 : 広報誌 **100%掲載 (25/25)** 令和2年度100%
ホームページ 84%掲載 (21/25) 令和2年度 69%
27商工団体: 広報誌 85%掲載 (23/27) 令和2年度 74%
ホームページ 74%掲載 (20/27) 令和2年度 41%

(2)ポスター・リーフレットによる広報

地賃: ポスター約800枚 (約650件)、リーフレット約11,000枚 (1,300件) を配付 本省作成
特賃: ポスター約600枚 (約500件)、リーフレット約4,800枚 (800件) を配布 秋田局作成

(3)[秋田労働局ホームページへのポスター、リーフレット等の掲載、YouTubeチャンネルへの動画掲載、SNS \(Twitter\)により広く周知](#)

(4) FMラジオ、周知用看板 (秋田駅前)、JR県内主要8駅構内にポスター掲示などで周知

(5)秋田労働局・各監督署で実施の集団指導等に併せた周知及びハローワークでの求人票受理時における周知

業務改善助成金について

令和3年度中央最低賃金審議会答申(令和3年7月16日)

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

業務改善助成金の概要(～令和3年7月)

※令和3年度当初十令和2年度繰越分:25.6億円
 令和3年度当初:11.9(10.9)億円
 令和2年度3次補正:13.8億円

【助成概要】

事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



【対象事業場】

- 以下の2つの要件をすべて満たす事業場
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
 - ・事業場規模100人以下であること

【助成率】

令和3年度：3/4 (4/5)
 ※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)
 ※()内は事業場内最低賃金900円未満の事業場

令和2年度：3/4 (4/5)

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)
 ※()内は事業場内最低賃金850円未満の事業場

助成対象となる措置の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮

【助成上限額】

引き上げる労働者の数	引上げ額			
	20円コース	30円コース	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	230万円	450万円

業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充（令和3年8月1日～）

1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

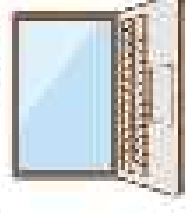
賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車（特種用途自動車を除く）やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充**。

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器（新規導入）



2. 全事業主を対象とする特例

① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間**に45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする**。

業務改善助成金の要件緩和・運用改善（令和3年10月1日～）

コロナ禍において、賃上げや人材育成に取り組む事業者を支援するために、要件緩和などを行い、使い勝手の向上を図る。

□ 助成対象となる「人材育成・教育訓練」費用の要件緩和（令和3年10月1日～）

（見直し前）

- 研修の外部講師の謝金について、1時間当たり10万円まで（3時間まで）、回数は1回までを上限。
- 外部団体が行う研修等の受講費について、上限30万円。

（見直し後）

- 研修の外部講師の謝金について、1回当たり10万円まで、回数は5回までを上限。
- 外部団体が行う研修等の受講費について、上限50万円。

□ 運用改善（手続きの簡素化等）

- コロナ禍においてニーズの高い設備について、助成対象となることの周知
例) 宅配用バイク・自転車、自動検温器、Web会議システムなど
 - 受給要件である賃金を引き上げてから6月経過後に提出が必要となる賃金台帳を賃金引上げ対象者分に限定（見直し前の対象は全労働者分）
 - 事業場内の最低賃金を簡易に算出するための計算ツールを作成・配布
- 人材育成・育成訓練等について、認知度を高め広範な活用促進が図られるよう、事例集を作成し、周知・広報を実施。

業務改善助成金の特例コースの新設(令和4年1月13日～)

令和3年度補正予算：
135億円

【目的】

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

○現行制度

【基本的考え方】

生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング、人材育成等）を行った場合にその費用の一部を助成する。
（設備投資等の範囲の拡充（R3.8.1～））
コロナ禍で特に業況が厳しい事業者に限り、一部の自動車、PC等を対象として認める。

【対象事業場】

- 以下の要件をすべて満たす事業場
- ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること
 - ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
 - ・事業場規模100人以下であること

【助成率】

令和3年度：3/4（事業場内最低賃金900円未満の事業場4/5）

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5（9/10）

【助成上限額】

引上げ人数	引上げ額				
	20円	30円	45円	60円	90円
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 （※）	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

（※）事業場内最低賃金900円未満の事業場又は売上高や生産量等の指標が前年又は前々年同期に比べて、30%以上減少している事業者に限る

○特例的な拡充

【基本的考え方】

コロナ禍で売上高等が30%以上減少している事業者が、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合に、特例的に範囲を拡大する。

具体的には、業務改善計画を策定し、計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上に資する設備投資等の他、助成対象経費の特例として、生産性向上に資する設備投資等に関連する費用についても助成対象として認める。

（特例として助成対象費用として計上されるものの例）

- ・ 広告宣伝費
- ・ 執務室の拡大、机、椅子等の増設
- ・ 汎用事務機器購入費 等

※ただし、特例で認める費用については、生産性向上に資する設備投資等の額を上回らない範囲とする。

【対象事業場】

- 以下の要件をすべて満たす事業場
- ・ 前年又は前々年同期比較で売上高や生産量等の指標が30%以上減少していること。
 - ・ 事業場内最低賃金を、令和3年7月16日から同年12月までの間に30円以上引き上げること。

【助成率】

3/4

【助成上限額】

100万円

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい
中小企業事業者を支援する助成金ができました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

■ 申請期限：令和4年3月31日まで

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経費)についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
(締切は令和4年3月31日(木)) ※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施 ※2

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



【参考】

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
+		
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：03（6388）6155（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

【申請窓口】秋田労働局雇用環境・均等室 *郵送でも受け付けております。
〒010-0951 秋田市山王7丁目1-3 TEL018-862-6684

業務改善助成金の特例コースの活用例

(「関連する経費」の助成対象の拡充)

資料 8 (3)

<ケース 1>

飲食店において、配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上した例

通常コースの取扱い

デリバリー用バイクの導入

【助成対象】

デリバリーサービスを拡大するに当たり、ワゴン車だけでなく、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入



広告宣伝費の活用

【対象外】

これまでの店舗内飲食だけでなく、デリバリーサービスをさらに拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝を実施



※ 現行制度では広告宣伝費は認められていない。

特例コースの取扱い

デリバリー用バイクの導入

デリバリーサービスを拡大するに当たり、ワゴン車だけでなく、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入



広告宣伝費の活用

【特例の対象経費】

これまでの店舗内飲食だけでなく、デリバリーサービスをさらに拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝を実施



<ケース 2>

サテライトオフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務の効率化が図られ、生産性が向上した例

通常コースの取扱い

テレワーク機器を導入

【助成対象】

新たにサテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整えるため、テレワーク関連機器を新規に導入



備品等購入費の活用

【対象外】

テレワーク関連機器導入に合わせて、「コピー機、プリンター、事務机・椅子等」も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備



※ 現行制度では備品等購入費は認められていない。

特例コースの取扱い

テレワーク機器を導入

新たにサテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整えるため、テレワーク関連機器を新規に導入



備品等購入費の活用

【特例の対象経費】

テレワーク関連機器導入に合わせて、「コピー機、プリンター、事務机・椅子等」も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備



「業務改善助成金(通常コース)」のご案内

～令和4年3月末まで申請期限を延長します～

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等

設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

令和4年2月1日以降も申請を受け付けます(3)

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (2)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(1)	600万円		

- (1) 10人以上の上限額区分は、以下の 又は のいずれかに該当する事業場が対象となります。
賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場
生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者
- (2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
- (3) 20円コースは、令和4年1月31日で受付を終了しています。

助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成対象の特例

PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。

() 特例事業者のうち、生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。

ご留意頂きたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

申請期限は令和4年3月31日まではです。

お問い合わせ先

「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号：03-6388-6155（受付時間 平日8:30～17:15）

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や
運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



【参考1：令和4年度の業務改善助成金(通常コース)のご案内(予定)】

令和4年度においても、「令和4年2月1日からのコース」を、引き続き実施する予定です。

() ただし、令和4年度予算の成立が前提のため、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。

【参考2：業務改善助成金特例コースのご案内】

特例コースの概要

申請期限：令和4年3月31日まで

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し（Bの経費）、その費用の一部を助成するものです。

助成額・助成率

助成率： 3 / 4

助成上限額：

引上げ 人数	1人	2～ 3人	4～ 6人	7人 以上
上限額	30万円	50万円	70万円	100万円

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など (PC、スマホ、タブレットの新規購入、物自動車なども対象)
B 関連する経費	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

業務改善助成金の申請状況

- 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策「業務改善助成金」は、要件緩和等により利用促進を図ったところ、令和3年度の申請件数は36件（前年度5件）となり大幅に増加した。

【業務改善助成金の申請件数】

	全国	秋田
平成29年度	901	14
平成30年度	995	9
令和元年度	673	4
令和2年度	805	5
令和3年度	3,919	36

※令和3年度は12月末日現在の件数



人事のことでお悩みの事業主のみなさま 社会保険労務士に“無料”で相談ができます

法改正にあわせて就業規則を改正したい

人手不足を解消したい

助成金を活用したい！

テレワークってなにかから始めればいいのか？

同一労働 同一賃金ってなに？



秋田働き方改革推進支援センターがお手伝いします！

ステップ1
まずは、電話・メール・センターへの来所にて、お悩みをご相談ください。



ステップ2
貴社の課題について専門家がワンストップで支援します！



お問い合わせ先

秋田働き方改革推進支援センター (秋田県社会保険労務士会運営)



0120-695-783

※一部IP電話等繋がらない場合は、Tel: 018-865-5335 (有料)

【受付時間】平日 9:00~17:00

住所 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階

MAIL akita2@akita-sr.or.jp

FAX 018-823-3883

詳細は専用ホームページへ <https://hatarakikata.akita.jp>



相談方法

- ・フリーダイヤルによる電話相談
- ・来所による相談
平日 9:00～17:00（年末年始を除く）
- ・メールによる相談
返信は上記時間帯となります
- ・専門家の個別訪問による相談
土日や夜間を含め、ご希望をうかがいます
- ・県内各地で開催する出張相談会での相談
開催日時についてはお問い合わせください

費用

無料

その他

研修会や相談会へ講師・相談員を無料で派遣します

秋田働き方改革推進支援センター

（秋田県社会保険労務士会が実施しています）

〒010-0921 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階

フリーダイヤル
0120-695-783 ☎ 018-865-5335（有料）



秋田働き方改革推進支援センター 相談申込書 FAX 018-823-3883

専門家の個別訪問による相談、来所での相談をご希望の場合には下記にご記入の上、FAXにて送信ください。申込用紙の確認後ご連絡いたします。

貴社名		住所	〒 -		
ご担当者	部署名： 氏名：	労働者数	正規雇用者： 人 非正規雇用者： 人	業種等	業種： 資本金： 万円
TEL		FAX		MAIL	
■メールで、セミナーや法改正情報の案内を希望しますか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					
■ご希望のご相談方法に☑をつけてください。 <input type="checkbox"/> 専門家の個別訪問による相談 <input type="checkbox"/> センターに来所しての相談					
■貴社に関連している社会保険労務士はいますか？ <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない					
■ご相談内容 ※該当する項目に☑をつけてください。（複数選択可）					
<input type="checkbox"/> 労働時間等の労務管理（休日・休暇） <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 生産性向上による賃金引上げ <input type="checkbox"/> 助成金の活用					
<input type="checkbox"/> 就業規則他諸規定、各種労使協定 <input type="checkbox"/> 労働条件管理全般 <input type="checkbox"/> 人材募集・育成、教育訓練 <input type="checkbox"/> 人手不足解消					
<input type="checkbox"/> 賃金、賞与、退職金制度 <input type="checkbox"/> 職場環境、労働安全衛生 <input type="checkbox"/> 退職、定年再雇用、解雇等 <input type="checkbox"/> 売上向上					
<input type="checkbox"/> 労働紛争、セクハラ、パワハラ等 <input type="checkbox"/> 社会保険、労働保険 <input type="checkbox"/> ストレス（メンタル）チェック <input type="checkbox"/> モチベーション					
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症対策 <input type="checkbox"/> 育児・介護両立支援 <input type="checkbox"/> 何をやらたいかわからない <input type="checkbox"/> テレワーク					
<input type="checkbox"/> その他（ ）					
■その他ご要望等がございましたらご記入ください。					

センター使用欄	派遣専門家名	申込受付	担当者	月 日	
	訪問予定日時	月 日	☎ 取次	担当者	月 日

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

<p>① 業務改善助成金 問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：03-6388-6155 (平日 8:30~17:15) 又は都道府県労働局雇用環境・均等部(室)</p> <p>事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。</p>	<p>業務改善助成金 検索</p>
<p>② 業務改善助成金特例コース 問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：03-6388-6155 (平日 8:30~17:15) 又は都道府県労働局雇用環境・均等部(室)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日~同年12月の間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大します。</p>	<p>業務改善助成金特例コース 検索</p>
<p>③ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク</p> <p>生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下に取り組む事業主に対して、助成金を支給します。</p>	<p>人材確保等支援助成金 検索</p>
<p>④ キャリアアップ助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク</p> <p>有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。</p>	<p>キャリアアップ助成金 検索</p>
<p>⑤ 中小企業向け賃上げ促進税制 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター</p> <p>青色申告書を提出している中小企業等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。</p>	<p>賃上げ促進税制 検索</p>
<p>⑥ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金) 問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505</p> <p>事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備賃金や運転資金を低金利で融資します。</p>	<p>働き方改革推進支援資金 検索</p>
<p>⑦ 事業再構築補助金 問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00~18:00(日祝日を除く) 電話番号：ナビダイヤル0570-012-088</p> <p>ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。</p>	<p>事業再構築補助金 検索</p>

2. 生産性向上に関する支援

⑧ 固定資産税の特例措置

<p>問い合わせ先：<先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課 <税制について> 中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：03-6281-9821(平日 9:30~12:00、13:00~17:00) <制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話：03-3501-1816</p> <p>「中小企業等経営強化法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・特別の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることで、設備投資を行う事業主を支援します。</p>	<p>先端設備等導入計画 検索</p>
---	-------------------------

⑨ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画)

<p>問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1957(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)</p> <p>中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。</p>	<p>経営力向上計画 検索</p>
---	-----------------------

⑩ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例(経営強化税制)

<p>問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)</p> <p>中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。</p>	<p>経営強化税制 検索</p>
---	----------------------

⑪ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

<p>問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053(平日 10:00~17:00)</p> <p>中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。</p>	<p>ものづくり補助金 検索</p>
--	------------------------

⑫ 小規模事業者持続化補助金

<p>問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方> 全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ <商工会議所の管轄地域で事業を営む方> 日本商工会議所 電話：03-6747-4602</p> <p>小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。</p>	<p>持続化補助金 検索</p>
--	----------------------

⑬ サービス等生産性向上IT導入支援補助金

<p>問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 電話：0570-666-424</p> <p>中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。</p>	<p>IT導入補助金 検索</p>
---	-----------------------

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑭ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

<p>問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669</p> <p>親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。</p>	<p>下請ガイドライン 検索</p>
--	------------------------

<p>15 パートナーシップ構築宣言 問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765 <「宣言」の提出・掲載について> (公財)全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688 下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。</p>	<p>16 官公需法に基づく「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669 「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。</p>	<p>17 官公需情報ポータルサイト 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669 国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。</p>	<p>4. 資金繰りに関する支援</p>	<p>18 セーフティネット貸付制度 問い合わせ先： 日本政策金融公庫 (日本公庫) 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 (沖縄公庫) 電話：098-941-1795 一時的に売上減少等悪化が懸念されているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。</p>	<p>19 小規模事業者経営改善資金融資制度 (マル経融資) 問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫 (沖縄振興開発金融公庫) の本支店 小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。</p>	<p>5. その他、雇用 (人材育成) に関する支援</p>	<p>20 建設事業主等に対する助成金 問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク 中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金 (人材開発支援助成金)、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」を支給します。</p>	<p>21 人材確保等支援助成金 (雇用管理助成コース、介護福祉機器助成コース) 問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク 事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善に向けた「魅力ある職場づくり」(雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入)を行う場合に、助成金を支給します。</p>	<p>22 地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース) 問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク 雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。</p>
---	--	--	-----------------------------	---	--	---------------------------------------	--	--	---

<p>23 雇用調整助成金 問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク 従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整 (休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。</p>	<p>24 人材開発支援助成金 問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク 従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度を導入し、その制度に従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。</p>
---	--

6. 相談窓口・各種ガイドライン

<p>25 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先： 全国の働き方改革推進支援センター 中小企業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。</p>

<p>26 特別相談窓口の設置 問い合わせ先： 全国の商工会議所、各都道府県商工会連合会他 生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。</p>
--

<p>27 よろず支援拠点 問い合わせ先： 各都道府県のよろず支援拠点 地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。</p>
--

<p>28 下請かけこみ寺 問い合わせ先： (公財)全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6655 各都道府県の下請かけこみ寺 中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。</p>

<p>29 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先： ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340 中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策 (制度) をより「知ってもらおう」「使ってもらおう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。</p>
--

<p>最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル 上記でご紹介した各施策等について、より詳しくまとめています。</p>
--

<p>各都道府県労働局の問い合わせ先： 厚生労働省 H P ホーム > 厚生労働省について > 所在地案内 > 都道府県労働局 (労働基準監督署、公共職業安定所) 所在地一覧</p>

秋田地方最低賃金審議会（第6回）

周知・広報 机上配付資料

- ・ 机上配付資料 1

 - 最低賃金の周知・広報（資料7関連）

- ・ 机上配付資料 2

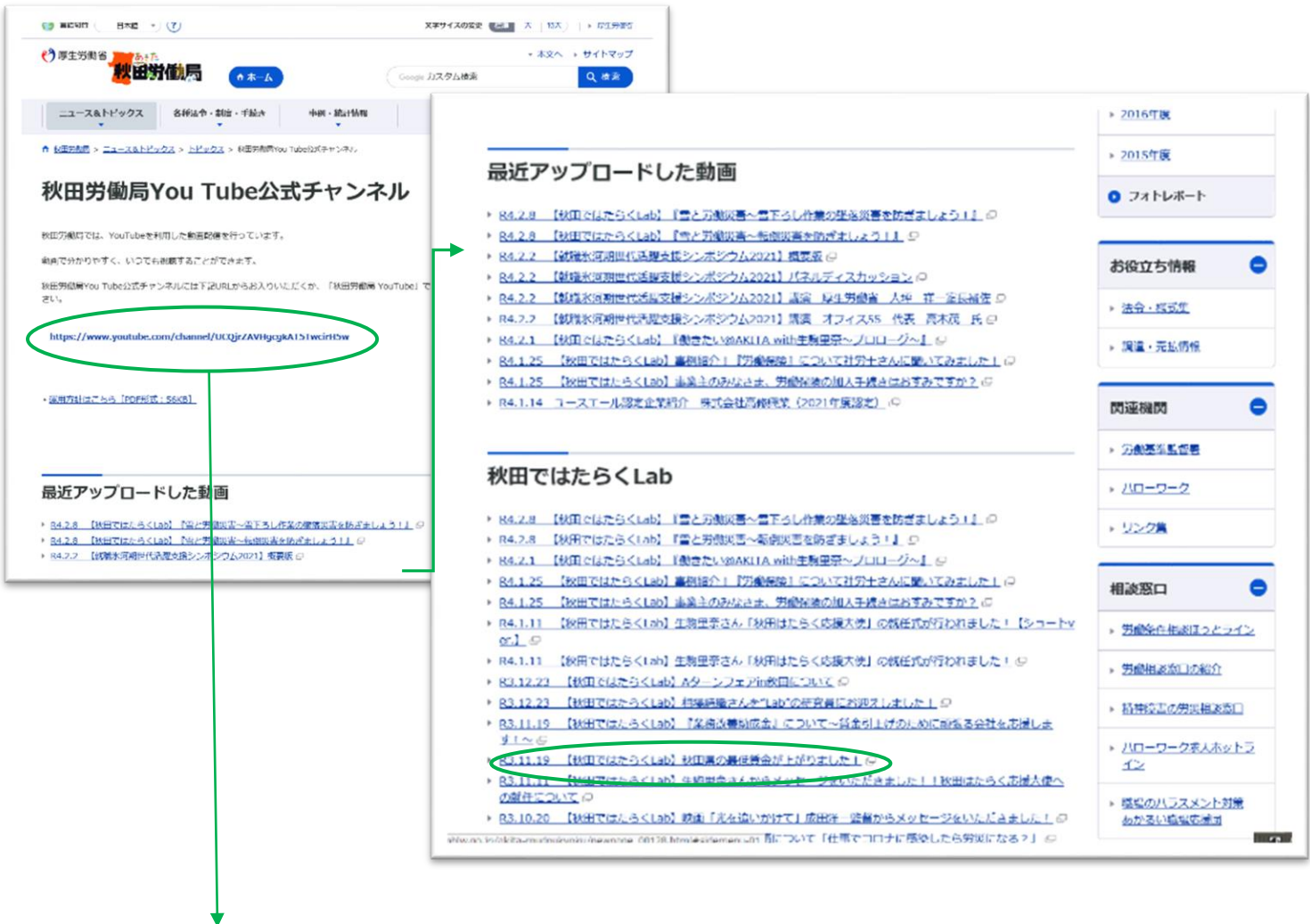
 - 業務改善助成金の周知・広報（資料8関連）

最低賃金の周知・広報

・秋田労働局 HP への掲載



・秋田労働局公式 YouTube チャンネル YouTube 動画掲載（秋田ではたらく Lab）





秋田労働局You Tube公式チャンネル
チャンネル登録者数 340人

チャンネル登録

ホーム 動画 再生リスト チャンネル 概要 🔍

アップロード動画 ▶️ すべて再生

【秋田ではたらくLab】事例紹介！『労働保険』について 284 回視聴・2 週間前	【秋田ではたらくLab】事業主のみならず、労働保険の加入はきちんとされていますか？ 83 回視聴・2 週間前	ユースエール認定企業紹介 株式会社高修興業（2021年度） 60 回視聴・3 週間前	【秋田ではたらくLab】生駒 里奈さん「秋田ではたらく応援」 1116 回視聴・4 週間前	【秋田ではたらくLab】生駒 里奈さん「秋田ではたらく応援」 446 回視聴・4 週間前

秋田ではたらくLab ▶️ すべて再生

【秋田ではたらくLab】A ターンフェアin秋田について 1:02	【秋田ではたらくLab】相場 詩織さんを「Lab」の研究員に 1:07	【秋田ではたらくLab】『業務改善助成金』について～賃 3:34	【秋田ではたらくLab】秋田県の最低賃金が上がりまし 822円 1:49	【秋田ではたらくLab】生駒 里奈さんからメッ 0:38

秋田労働局

秋田ではたらくLab

秋田ではたらくLab

秋田労働局では、「秋田ではたらく」ことの魅力を伝える「秋田ではたらく応援大使」を募集することから10月1日より、秋田県立大学の女学生（生駒里奈さん）が、秋田労働局の応援大使として「秋田ではたらく」に就任しました。

秋田で、かがやけ

秋田で、かがやけ

秋田労働局「秋田ではたらくLab」では、秋田ではたらく人、はたらきたい人を応援するため、「秋田ではたらく応援大使」の生駒里奈さんとともに、情報を発信しています。

【秋田ではたらく応援大使】や、「秋田ではたらくLab」の情報は、TwitterやYouTubeでご確認ください！

お知らせ

- 令和3年10月1日 秋田労働局の応援大使に、生駒里奈さん就任！
- 令和3年10月11日 秋田ではたらく応援大使がTwitterを開始しました。
- 令和3年10月27日 生駒里奈さん、「秋田ではたらく応援大使」オンライン就任式のご案内

■秋田労働局YouTube公式チャンネルに動画をアップしました。

- 令和3年10月11日 【秋田ではたらくLab】生駒里奈さん「秋田ではたらく応援大使」に就任！【ショートver.】
- 令和3年10月12日 【秋田ではたらくLab】生駒里奈さん「秋田ではたらく応援大使」に就任！【ロングver.】
- 令和3年10月14日 【秋田ではたらくLab】コロナと労働環境について【仕事でコロナに感染したら労災になる？】
- 令和3年10月20日 【秋田ではたらくLab】動画「光を浴びかけて」成田洋一監督からメッセージをいただきました！
- 令和3年11月11日 【秋田ではたらくLab】生駒里奈さんからメッセージをいただきました！「秋田ではたらく応援大使への就任について」
- 令和3年11月19日 【秋田ではたらくLab】秋田県の最低賃金が上がりました！
- 令和3年11月19日 【秋田ではたらくLab】『業務改善助成金』について～賃金引上げのために応募の会社を選びます！～
- 令和3年12月23日 【秋田ではたらくLab】相場詩織さんを「Lab」の研究員にお迎えしました！
- 令和3年12月23日 【秋田ではたらくLab】Aターンフェアin秋田について
- 令和4年1月11日 【秋田ではたらくLab】生駒里奈さん「秋田ではたらく応援大使」の就任式が行われました！
- 令和4年1月11日 【秋田ではたらくLab】生駒里奈さん「秋田ではたらく応援大使」の就任式が行われました！

秋田労働局の労働相談窓口
ハローワーク求人ホットライン
相談のハラスメント対策
あかあき労働相談センター

企業のご紹介

- 秋田県内企業数組要覧
- ユースエール認定企業
- 五にすぶる支援
- 子育てサポート企業
- 女性活躍推進企業
- 働き方・林業の働き方支援企業
- ベストプラクティス企業
- 障害者雇用モデル事例集

- ・秋田労働局ラジオ番組 「秋田ではたらくLab」(エフエム秋田)
(3年12月までは「秋田労働局ミニインフォメーション」)

ラジオ番組「秋田ではたらくLab」

お役立ち情報

- ▶ 法令・様式集
- ▶ 函達・赤払情報

秋田労働局のラジオ番組が令和4年1月から「秋田ではたらくLab」としてリニューアルしました。
ここでは、ラジオ番組「秋田ではたらくLab」の各回の放送内容が確認できます。

秋田労働局ラジオ番組「秋田では

■毎週水曜日17:55～18:00放送

「秋田ではたらく応援大使」の生駒里奈 さんがタ
パーソナリティーはお馴染みの宮野さおりさん、
みなさん、ぜひお聞きください!

令和3年度(令和4年1月～)

日付	
R4.2.16	就職水河期世代活躍支援につ

秋田労働局ミニインフォメーション

FM秋田で毎週水曜日17:55～18:00に、秋田労働局からのお知らせを放送しています。
過去に放送した内容をご確認ください。ぜひご利用ください。

令和3年度

- ▶ [R3.12.29 Aターン就職支援について \[PDF形式: 72KB\]](#)
- ▶ [R3.12.22 秋田県特定雇員協会の改正について \[PDF形式: 66KB\]](#)
- ▶ [R3.12.15 ストックヘルズ対策について \[PDF形式: 74KB\]](#)
- ▶ [R3.12.8 オンライン業界研究会及びAターンフェアin秋田開催 \[PDF形式: 84KB\]](#)
- ▶ [R3.12.1 冬季の転倒災害を防止しましょう \[PDF形式: 75KB\]](#)
- ▶ [R3.11.24 職場のハラスメント対策について \[PDF形式: 69KB\]](#)
- ▶ [R3.11.17 二次健康診断等給付制度について \[PDF形式: 79KB\]](#)
- ▶ [R3.11.10 健康診断結果の活用について \[PDF形式: 81KB\]](#)
- ▶ [R3.11.3 「就職支援月間キャンペーン」について \[PDF形式: 76KB\]](#)
- ▶ [R3.10.27 令和3年度「労働保険未手続事業一掃強化期間」について \[PDF形式: 80KB\]](#)
- ▶ [R3.10.20 長持労働者等の医師の面談制度について \[PDF形式: 78KB\]](#)
- ▶ [R3.10.13 「就職支援月間キャンペーン」について \[PDF形式: 77KB\]](#)
- ▶ [R3.10.6 秋田県の風評基金の改正内容について \[PDF形式: 67KB\]](#)
- ▶ [R3.9.29 労務支援のしくみについて \[PDF形式: 67KB\]](#)
- ▶ [R3.9.22 秋田県風評基金の改正決定について \[PDF形式: 55KB\]](#)
- ▶ [R3.9.15 秋田県風評基金の改正決定について \[PDF形式: 51KB\]](#)
- ▶ [R3.9.8 労務支援のしくみについて \[PDF形式: 77KB\]](#)
- ▶ [R3.9.1 「風評基金就職支援」の開催について \[PDF形式: 60KB\]](#)
- ▶ [R3.8.25 令和3年度全労協衛生運動の実施について \[PDF形式: 75KB\]](#)
- ▶ [R3.8.18 業務改善助成金について \[PDF形式: 72KB\]](#)
- ▶ [R3.8.11 秋田県合同健康運動会の開催方法・開催日程の変更について \[PDF形式: 62KB\]](#)
- ▶ [R3.8.4 Aターン就職について \[PDF形式: 70KB\]](#)
- ▶ [R3.7.28 「労務かくし」は犯罪です \[PDF形式: 60KB\]](#)

ニュース&トピックス

▶ 報道発表資料

▶ イベント

▶ トピックス

▶ 2021年度

▶ 2020年度

▶ 2018年度

▶ 2017年度

▶ 2016年度

▶ 2015年度

▶ フォトレポート

お役立ち情報

▶ 法令・様式集

▶ 函達・赤払情報

関連機関

▶ 労働基準監督署

▶ ハローワーク

- ・秋田労働局公式 SNS (Twitter)

秋田労働局公式SNS

秋田労働局の施策やイベント情報などを、Twitterで随時お届けします。
秋田労働局の公式SNSに、下記URLからお入りいただけます。

【秋田労働局公式Twitter】
アカウント名: 秋田労働局【公式】
URL: https://twitter.com/akita_labor

▶ 運用方針はこちら

※秋田労働局職業安定部(ハローワーク)は当アカウントとは別に公式アカウントを運営しています。詳しくはこちらをご覧ください。

その他関連情報

HelloWork Internet Service
ハローワーク
インターネットサービス

▶ ハローワークイン
ターネットサービ
ス

あきた女性の活躍
応援ネット

▶ あきた女性の活躍
応援ネット

▶ Aターン就職マッチ

▶ 秋田県就労情報サ

ニュース&トピックス

▶ 報道発表資料

▶ イベント

▶ トピックス

▶ 2021年度

▶ 2020年度

▶ 2018年度

▶ 2017年度

▶ 2016年度

▶ 2015年度

▶ フォトレポート

▶ お役立ち情報



業務改善助成金の周知・広報

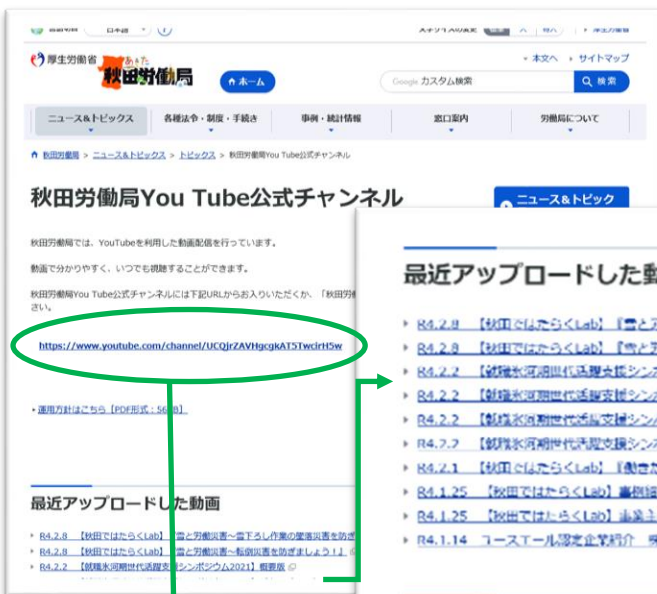
・秋田労働局 HP への掲載

The screenshot shows the Akita Labour Office website with the following elements:

- Navigation:** ニュース&トピックス, 各種法令・制度・手続き, 事例・統計情報, 窓口案内, 労働局について
- Search:** Google カスタム検索
- Hero Section:** 秋田で、かがやけ (秋田はたらく応援大使 生駒 里奈)
- Service Buttons:**
 - 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
 - 働き方改革
 - 長時間労働対策
 - 改正育児・介護休業法
 - 安全と健康
 - 若年者雇用対策
- Search by Purpose/Content:**
 - 事業主の方
 - 就労中の方
 - 求職中の方
 - 学生・生徒の方
- Minimum Wage:** 最低賃金 822円/時間 (令和3年10月1日(金)～)
- 各種情報 - お知らせ:**
 - 秋田ではたらくLab
 - 秋田労働局You Tube公式チャンネル
 - 秋田労働局ラジオ番組「秋田ではたらくLab」
 - 秋田労働局公式SNS
- お知らせ (Notices):**
 - 2022年02月01日: 令和4年2月1日「業務改善助成金(通常コース)の申請期限を令和4年3月31日まで延長します。」
 - 2022年01月17日: ハローワークプラザアトリオンの2月分貸付日カレンダーについて
 - 2022年01月13日: 「業務改善助成金特例コース」の受付を開始しました!
 - 2022年01月07日: 【令和4年1月11日変更開始】労働関係関係手続に係る電子申請方式の変更点について
 - 2021年12月27日: 令和4年3月までの雇用調整助成金の給付情報等について
- 各種助成金制度 (Various Subsidy Systems):**
 - 各種助成金等について
 - 各種助成金の検索はこちらからどうぞ
 - 事業主の方のための雇用調整助成金 (厚生労働省HPリンク)
 - 労働条件改善助成金 (厚生労働省HPリンク)
 - お知らせ:
 - トリアルフランチャイズ助成金(被害者トライアルコース)と特定求職者雇用開発助成金の併給について
 - 【秋田県】秋田県労働局時代代正規雇用促進奨励金について
 - 最低賃金引上げに向けた中小企業支援事業
 - 業務改善助成金
 - 令和3年8月から業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充を行います
 - 令和4年1月13日「業務改善助成金特例コース」の受付を開始しました! (厚生労働省HPリンク)
 - 令和4年2月1日「業務改善助成金(通常コース)」の申請期限を令和4年3月31日まで延長します。(20円コースは令和4年3月31日まで受付を終了します。)



・秋田労働局公式 YouTube チャンネル YouTube 動画掲載（秋田ではたらく Lab）



YouTube 検索 ログイン

秋田で、かがやけ
秋田はたらく応援大使
生駒 里奈

秋田労働局 YouTube公式チャンネル
チャンネル登録者数 340人

ホーム 動画 再生リスト チャンネル 概要

アップロード動画 ▶ すべて再生

【秋田ではたらくLab】事例紹介『労働保険』について 284 回視聴・2 週間前

【秋田ではたらくLab】事業主のみならず、労働保険の加入者とされている方へ 83 回視聴・2 週間前

ユースエール認定企業紹介 株式会社斎藤興業 (2021年度) 60 回視聴・3 週間前

【秋田ではたらくLab】生駒 里奈さん「秋田はたらく応援大使」からメッセージ 1116 回視聴・4 週間前

【秋田ではたらくLab】生駒 里奈さん「秋田はたらく応援大使」からメッセージ 446 回視聴・4 週間前

秋田ではたらくLab ▶ すべて再生

【秋田ではたらくLab】A ターンフェアin秋田について 1:02

【秋田ではたらくLab】相模 純佳さんを「Lab」の研究員に 1:07

【秋田ではたらくLab】『業 務改善助成金』について～貴 社に適用できるか? 3:34

【秋田ではたらくLab】秋田 県内の最低賃金が上がりました 1:49

【秋田ではたらくLab】生駒 里奈さんからメッセージ 0:28

業務改善助成金
秋田県 最低賃金
822円

秋田労働局

秋田ではたらくLab

秋田ではたらくLab (ラボ)とは
「秋田ではたらく」を学ぶ研究所。ここでは、働くうえでの様々なテーマについて、皆さんと一緒に考えます。

秋田はたらく応援大使
秋田労働局では、「秋田ではたらく」ことの魅力をPRする「秋田はたらく応援大使」を招聘することとし、今年10月1日より、秋田県出身の女性「生駒里奈さん」が、秋田労働局の広報担当として「秋田ではたらく」の応援大使に就任しました。

秋田で、かがやけ

秋田労働局「秋田ではたらくLab」では、秋田ではたらく人、はたらきたい人を応援するため、『秋田ではたらく応援大使』の生駒里奈さんとともに情報を発信しています。
『秋田ではたらく応援大使』や、『秋田ではたらくLab』の情報は、TwitterやYouTubeなどでご確認ください。

お知らせ

- 令和3年10月1日 秋田労働局の応援大使に生駒里奈さん就任!
- 令和3年10月11日 秋田はたらく応援大使公式Twitterを開設しました。
- 令和3年10月27日 生駒里奈さん、「秋田ではたらく応援大使」オンライン就任式のご案内
- 秋田労働局YouTube公式チャンネルに動画をアップしました。
- 令和3年10月11日 【秋田ではたらくLab】生駒里奈さん「秋田ではたらく応援大使」に就任!【ショートver.】
- 令和3年10月12日 【秋田ではたらくLab】生駒里奈さん「秋田ではたらく応援大使」に就任!【ロングver.】
- 令和3年10月14日 【秋田ではたらくLab】コロナと防災備蓄について「仕事とコロナ」を懸念したら防災になる?
- 令和3年10月20日 【秋田ではたらくLab】秋田「光を溢れがけ」民間洋一さんからメッセージをいただきました!
- 令和3年11月11日 【秋田ではたらくLab】生駒里奈さんからメッセージをいただきました!「秋田はたらく応援大使」への就任について
- 令和3年11月19日 【秋田ではたらくLab】秋田県の最低賃金が上がりました!
- 令和3年11月19日 【秋田ではたらくLab】『業務改善助成金』について～貴社引上げのために関係会社を応援します!～
- 令和3年12月23日 【秋田ではたらくLab】相模純佳さんを「Lab」の研究員にお迎えしました!
- 令和3年12月23日 【秋田ではたらくLab】Aターンフェアin秋田について
- 令和4年1月14日 【秋田ではたらくLab】生駒里奈さん「秋田ではたらく応援大使」の就任式が行われました!

精神障害の防災相談窓口
ハローワーク求人ホットライン
離職のハラスメント対策あがるい相談窓口

企業のご紹介

- 秋田県内企業地図
- ユースエール認定企業
- 5にす認定制度
- 子育てレポート企業
- 女性活躍推進企業
- 働き方・休み方改善推進企業
- ベストプラクティス企業
- 働き者雇用モデル事例

- ・秋田労働局ラジオ番組 「秋田ではたらくLab」(エフエム秋田)
(3年12月までは「秋田労働局ミニインフォメーション」)

ラジオ番組「秋田ではたらくLab」

お役立ち情報

- ▶ 法令・様式集
- ▶ 調達・売却情報

秋田労働局のラジオ番組が令和4年1月から「秋田ではたらくLab」としてリニューアルしました。ここでは、ラジオ番組「秋田ではたらくLab」の各回の放送内容が確認できます。

秋田労働局ラジオ番組

■毎週水曜日17:55～18:00放送

「秋田ではたらく応援大使」の生パーソナリティーはお馴染みのみなさん、ぜひお聞きください!

令和3年度 (令和4)

日付	就職水回り世
R4.2.16	就職水回り世

秋田労働局ミニインフォメーション

FM秋田で毎週水曜日17:55～18:00に、秋田労働局からのお知らせを放送しています。過去に放送した内容をご確認できますので、ぜひご利用ください。

令和3年度

- ▶ [R3.12.29 Aターン就職の促進について【PDF形式:72KB】](#)
- ▶ [R3.12.22 秋田県特定雇員協会の改正について【PDF形式:66KB】](#)
- ▶ [R3.12.15 メンタルヘルス対策について【PDF形式:73KB】](#)
- ▶ [R3.12.8 オンライン・業界研究会及びAターンフェアin秋田の開催【PDF形式:84KB】](#)
- ▶ [R3.12.1 冬季の転倒滑倒を防止しましょう【PDF形式:75KB】](#)
- ▶ [R3.11.24 職場のハラスメント対策について【PDF形式:69KB】](#)
- ▶ [R3.11.17 二次健康診断等給付制度について【PDF形式:79KB】](#)
- ▶ [R3.11.10 健康診断結果の活用について【PDF形式:81KB】](#)
- ▶ [R3.11.3 「健康労働者増進キャンペーン」について【PDF形式:76KB】](#)
- ▶ [R3.10.27 令和3年度「労働保険未手続事業一掃強化期間」について【PDF形式:80KB】](#)
- ▶ [R3.10.20 長持労働者の医師の面談制度について【PDF形式:78KB】](#)
- ▶ [R3.10.13 「健康労働者増進キャンペーン」について【PDF形式:77KB】](#)
- ▶ [R3.10.6 秋田県の県営住宅の改正内容について【PDF形式:67KB】](#)
- ▶ [R3.9.29 外国人雇用のルールについて【PDF形式:67KB】](#)
- ▶ [R3.9.22 秋田県営住宅の改正決定について【PDF形式:55KB】](#)
- ▶ [R3.9.15 秋田県議会協会の改正決定について【PDF形式:54KB】](#)
- ▶ [R3.9.8 始業と仕事の両立支援について【PDF形式:72KB】](#)
- ▶ [R3.9.1 「障害者就業支援会」の開催について【PDF形式:60KB】](#)
- ▶ [R3.8.25 令和3年度全国労働衛生週間の実施について【PDF形式:75KB】](#)
- ▶ [R3.8.18 業務改善助成金について【PDF形式:72KB】](#)
- ▶ [R3.8.11 秋田県労働安全衛生推進員養成方法・開催日程の変更について【PDF形式:62KB】](#)
- ▶ [R3.8.4 Aターン就職について【PDF形式:70KB】](#)

ニュース&トピックス

- 報道発表資料
- イベント
- トピックス
- ▶ 2021年度
- ▶ 2020年度
- ▶ 2018年度
- ▶ 2017年度
- ▶ 2016年度
- ▶ 2015年度
- フォトレポート

お役立ち情報

- ▶ 法令・様式集
- ▶ 調達・売却情報

関連機関

- ▶ 労働基準監督署

- ・秋田労働局公式 SNS (Twitter)

秋田労働局公式SNS

秋田労働局の施策やイベント情報などを、Twitterで発信しています。秋田労働局の公式SNSに、下記URLからお入りいただけます。

【秋田労働局公式Twitter】
アカウント名: 秋田労働局【公式】
URL: https://twitter.com/akita_labor

・運用方針はこちら

※秋田労働局職業安定部（ハローワーク）は当アカウントとは別に公式アカウントを運営しています。詳しくはこちらをご覧ください。

その他関連情報

ハローワークインターネットサービス

あきた女性の活躍応援ネット

Aターン就職マップ

秋田県就業情報センター

あきた女性の活躍応援ネット

秋田県就業情報センター

ニュース&トピックス

- 報道発表資料
- イベント
- トピックス
- ▶ 2021年度
- ▶ 2020年度
- ▶ 2018年度
- ▶ 2017年度
- ▶ 2016年度
- ▶ 2015年度
- フォトレポート

お役立ち情報